

## 技術研修契約書(例)

富山県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、技術研修の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

### (研修内容)

第1条 研修内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修課題
- (2) 研修目的
- (3) 研修項目・内容
- (4) 研修生は、別表第1に掲げるものとする。
- (5) 研修期間 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで
- (6) 研修場所 富山県産業技術研究開発センター 〇〇研究所
- (7) 研修指導責任者 〇〇研究所 〇〇〇〇課 課長 〇〇 〇〇  
研修指導担当者 〇〇研究所 〇〇〇〇課 〇〇研究員 〇〇 〇〇

### (研修に要する経費)

第2条 乙は、別表第2のとおり研修に要する経費(以下「経費」という。)を負担する。

- 2 乙は経費 金 円を甲が別途発行する納入通知書により 年 月 日までに甲に納付するものとする。
- 3 乙が所定の納付期限までに経費を納付しないときは、富山県延滞金徴収条例(昭和43年3月23日富山県条例第5号)により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。
- 4 研修を終了又は中止したときに、第2項に基づき納付された経費の額に不用が生じた場合は、甲は乙に通知するものとし、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。
- 5 甲は、第4項に基づく適正な返還に関する請求書を受領した日から起算して30日以内に不用となった額を乙に支払うものとする。
- 6 研修期間の延長により、第2項に基づき納付された経費の額に不足が生じた場合は、甲は乙に通知するものとし、乙は甲に不足する額を納付しなければならない。

### (協議)

第3条 この契約で定めるもの及び富山県産業技術研究開発センター研修生規程で定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

別表第1 研修生

氏名	所属機関・部・課名	所在地・連絡先	職名・担当業務
		(〒 )	
		(TEL )	

別表第2 研修に要する経費

項目	金額 (円)	備考
(乙が甲に納付する経費の内訳)		
基本料		
消耗品費		
〇〇費		
光熱費		
合計		

※基本料及び光熱費の算出基礎を次のとおり定める。

- ・基本料 = {甲に納付する経費の合計の額 - (基本料 + 光熱費)} × 10% (1,000円未満切り捨て)
- ・光熱費 = {甲に納付する経費の合計の額 - (基本料 + 光熱費)} × 10% (1,000円未満切り捨て)